

入札監視委員会運用要領

(平成18年6月21日制定・要領第119号)

最終改正：平成28年6月23日

第1 委員会

1 委員会の事務の範囲について

一般競争入札方式による工事及び公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、公募型競争入札方式又は簡易公募型競争入札方式による調査等に係る再苦情処理の事務は、「政府調達苦情検討委員会」で行うこととされているため、委員会の行う再苦情処理の対象とはならないものであることに留意すること。

2 委員について

- (1) 委員会の審議の活性化を図る観点から、委員の委嘱期間は5年以内とすることが望ましいが、やむを得ない場合は委嘱期間が5年を超えることも差し支えない。
- (2) 「学識経験等を有する者」として、委員を、技術的分野の学識経験者、法的分野の学識経験者（独占禁止法等の談合問題の関係法令に精通した者を含む）、その他社会的信望を有し一般世論を代表しうる者の中から、バランスよく選任すること。

3 委員会について

- (1) 定例会議の開催は、原則として3～6か月に1度とされているが、委員会の事務量を勘案して、適宜、開催回数を増加するなどして対応すること。また、支社等の業務の繁忙期に当たる場合には、その時期を外し、前後の月に開催することは差し支えないものであること。この場合、委員会に対する報告の対象となる期間（会議開催の前々月以前3～6か月間とされている。）も併せて変更するものであること。
- (2) 委員会に対する報告の対象となる期間については、遺漏や前後の定例会議における重複がないこと。

第2 定例会議

1 審議対象事案の抽出について

- (1) 委員による抽出は、委員会の開催前に行うことが必要とされているが、例えば、委員会において次回の委員会の審議のための抽出を行う担当委員（以下「当番委員」という。）を定め、その当番委員が発注工事の一覧表の中から入札方式別に必要な件数を無作為の方法により抽出するという方法等が考えられるので、これらの方法を各委員会であらかじめ定めておくこと。
- (2) 委員会が抽出する件数は、原則として、工事については、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成18年要領第118号。以下「入札監視委員会要領」という。）第10条第3項第1号の工事一覧表からイ、ハ及びニについて各1件並びにロについて2件とし、調査等については、同第10条第3項第2号の調査等一覧表から1件とし、維持管理役務及び物品役務については、同第10条第3項第3号の維持管理役務一覧表及び第4号の物品・役務一覧表から1件とし、契約制限価格が250万円以下の少額契約（以下、少

額契約」という)については、同第10条第3項5号の少額契約一覧表から1件程度とし、下表に基づき行うものとする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りでない。

入札及び契約方式		抽出件数
工 事	一般競争入札方式	1件
	条件付一般競争入札(※1)	2件
	指名競争入札方式	1件
	随意契約方式	1件
調査等(※2)		1件
維持管理役務及び物品・役務(※2)		1件
少額契約(※3)		1件程度

※1 第二京阪道路建設事業(特定大型公共事業)に係る特定工事契約を含む。

※2 入札及び契約方式の区分を問わない。

※3 少額契約の抽出にあつては、入札監視委員会要領第11条第4項により、審議の必要性があると認められる場合に抽出する

(3) 当番委員による抽出が行われたときは、当該抽出事案についての説明を行うための資料の準備を行うこと。

(4) 委員会において抽出事案の説明を行うのに先立ち、当番委員に、事前に行った抽出の結果を報告してもらい、また、確認してもらう必要があることに留意すること。

2 抽出事案の説明

抽出事案に係る説明は、抽出事案ごとに少なくとも次の事項を記載した資料を提出して行うものとするが、審議の効率化の観点から委員会の審議内容に沿ったものとし、委員会の効率的運営を図るため資料の内容及び説明は簡潔に行うこと。

(1) 工事

① 一般競争入札方式の場合

イ 工事名

ロ 工事概要

ハ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明

ニ 参加業者数

ホ 競争参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明

ヘ 入札経緯及び結果の説明

② 条件付一般競争入札方式の場合

イ 工事名

ロ 工事概要

ハ 工事のランク

ニ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明

ホ 参加業者数

ヘ 提出された技術資料及び競争参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明

ト 入札経緯及び結果の説明

③ 指名競争入札方式の場合

イ 工事名

ロ 工事概要

ハ 工事のランク

ニ 指名業者数

ホ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明

へ 入札経緯及び結果の説明

④ 随意契約方式の場合

イ 工事名

ロ 工事概要

ハ 随意契約にした理由の説明

ニ 契約業者名

ホ 契約金額

(2) 調査等

① 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の場合

イ 調査等名

ロ 調査等概要

ハ 参加表明書提出者数

ニ 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選定した考え方の説明

ホ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明

② 標準プロポーザル方式の場合

イ 調査等名

ロ 調査等概要

ハ 技術提案書の提出者を選定した考え方の説明

ニ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明

③ 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合

イ 調査等名

ロ 調査等概要

ハ 公募参加業者数

ニ 参加表明書を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明

ホ 入札経緯及び結果の説明

④ ③以外の指名競争入札方式の場合

イ 調査等名

ロ 調査等概要

ハ 指名業者数

ニ 当該入札と同一の調査等種別に登録のある有資格者の中から指名業者を指名した考え方の説明

ホ 入札経緯及び結果の説明

⑤ 随意契約方式の場合（①、②の場合を除く。）

- イ 調査等名
- ロ 調査等概要
- ハ 随意契約にした理由の説明
- ニ 契約業者名
- ホ 契約金額

(3) 維持管理役務

① 一般競争入札方式の場合

- イ 業務名
- ロ 業務概要
- ハ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- ニ 参加業者数
- ホ 競争参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明
- ヘ 入札経緯及び結果の説明

② 条件付一般競争入札方式の場合

- イ 業務名
- ロ 業務概要
- ハ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- ニ 参加業者数
- ホ 競争参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明
- ヘ 入札経緯及び結果の説明

③ 公募型プロポーザル方式の場合

- イ 業務名
- ロ 業務概要
- ハ 参加表明書提出者数
- ニ 参加表明書を提出した業者の中から技術提案書の提出者を選定した考え方の説明
- ホ 技術提案書を提出した業者の中から技術的に最適なものを特定した考え方の説明

④ 随意契約方式の場合（②の場合を除く。）

- イ 業務名
- ロ 業務概要
- ハ 随意契約にした理由の説明
- ニ 契約業者名
- ホ 契約金額

(4) 物品・役務

① 一般競争入札方式及び条件付一般競争入札方式の場合

- イ 件名（業務名）
- ロ （業務）概要
- ハ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- ニ 参加業者数

ホ 競争参加資格によって排除された業者がいた場合の排除理由の説明

へ 入札経緯及び結果の説明

③ 簡易公募型プロポーザル方式の場合

イ 業務名

ロ 業務概要

ハ 参加表明書提出者数

ニ 参加表明書を提出した業者の中から提案書の提出者を選定した考え方の説明

ホ 提案書を提出した業者の中から最適なものを特定した考え方の説明

④ 随意契約方式の場合（②の場合を除く。）

イ 件名（業務名）

ロ （業務）概要

ハ 随意契約にした理由の説明

ニ 契約業者名

ホ 契約金額

（４）少額契約

イ 件名（業務名）

ロ （業務）概要

ハ 見積業者特定した理由の説明

ニ 契約業者名

ホ 契約金額

3 指名停止等の運用状況一覧表

（１）指名停止等の運用状況一覧表には、委員会開催月の前々月以前3～6か月の間に新たに指名停止を受けた者があった場合、その者の氏名又は名称、指名停止期間及び指名停止理由等を記載するものとする。

（２）委員会に対する報告の対象となる期間については、遺漏や前後の定例会議における重複がないこと。

第3 その他

1 当該契約が単価契約である場合にはその旨を、当該契約について談合、苦情処理等の特段の事由があった場合はその旨を、入札及び契約方式別発注工事一覧表（入札監視委員会要領別記様式第2号）の備考欄に特記するものとする。

2 委員会の議決方法その他の議事運営（以下「議決方法等」という。）に関する事項は、入札監視委員会議事運営要領（別添）によるものとする。なお、当該委員会議事運営要領に定める事項の他、各支社の委員会において定めることを妨げるものではない。

3 入札監視委員会規則（入札監視委員会要領別添1から別添4）第2条第1項第8号に規定する請負工事等とは、請負契約によって契約締結される工事及び調査等をいう。

別添

入札監視委員会議事運営要領

(会議及び議決)

第1条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 緊急やむを得ない事情があり、前3項の会議が開催できない場合には、前3項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。
- 5 前項の措置を講じた場合には、委員長は、直近の次の会議において、その結果を報告し、委員の了解を求めなければならない。

(抽出の委任)

第2条 委員会は、入札監視委員会の設置及び運営要領（平成18年要領第118号。以下「入札監視委員会要領」という。）第7条に定める支社入札監視委員会規則第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第3条 工事については入札監視委員会要領第10条第3項第1号に定める別記様式第2号の発注工事一覧表の中から入札及び契約方式別に、調査等については第2号に定める別記様式第3号の2の発注調査等一覧表から、維持管理役務及び物品・役務については第3号に定める別記様式第3号の3の発注維持管理役務一覧表及び第4号に定める別記様式第3号の4の発注物品・役務一覧表から、無作為の方法によって行う。

(専決)

第4条 委員長は、委員会の事務のうち、再苦情処理及び再説明処理に係る申立者の申立て適格についての審査に係る事務を専決することができる。